

# 成年後見制度 市町村長申立マニュアル

初 版 平成30年3月

第2版 令和 2年3月

第3版 令和 3年6月

福島県保健福祉部



## 成年後見制度市町村長申立マニュアルについて

本マニュアルは、成年後見制度の市町村申立を円滑に行えるよう関係機関の協力を得て作成しました。

市町村をはじめ広く活用いただければ幸いです。

マニュアルの作成に当たり御協力いただいた関係機関の皆様に、心より御礼申し上げます。

福島県保健福祉部

### ●御協力いただいた関係機関

福島市健康福祉部長寿福祉課

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

社会福祉法人福島市社会福祉協議会

福島家庭裁判所

福島県弁護士会

福島県司法書士会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福島支部

一般社団法人福島県社会福祉士会

新潟県保健福祉部高齢福祉保健課

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

福島地方法務局戸籍課

東京法務局民事行政部後見登録課

内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局・成年後見制度利用促進担当室

### ●参考文献

成年後見制度市町村長申立マニュアル(平成26年11月)【新潟県】

成年後見制度市町村長申立てマニュアル((平成28年12月)【(福)静岡県社会福祉協議会】

成年後見制度市町村長申立マニュアル(平成24年3月)【千葉県・千葉県社会福祉協議会】

成年後見制度市町村長申立ての手引き(平成26年11月)【長野県】

### ●Web サイトよりダウンロード

成年後見制度における診断書作成の手引／本人情報シート作成の手引(平成31年4月)

【最高裁判所事務総局家庭局】

# 成年後見制度市町村長申立マニュアル 目次

## I 成年後見制度の概要

1 成年後見制度の概要	
(1) 成年後見制度とは	2
(2) 成年後見制度の改正	2
(3) 成年後見制度の利用促進	3
(4) 法定後見制度とは	5
(5) 任意後見制度とは	9
(6) 未成年後見制度とは	9
2 成年後見人等の職務	
(1) 成年後見人等の3つの職務	10
(2) 成年後見人等ができない行為	11
(3) 成年被後見人の死後の事務	13
(4) 成年後見人等の報酬	13
(5) 成年後見人等就任によるメリット	14

## II 市町村長申立て

1 市町村長申立てとは	
(1) 市町村長申立ての根拠法令	16
(2) 整備すべき要綱	16
(3) 市町村長による後見等の開始の申立て手続きが必要とされる理由	17
2 市町村長申立ての実務	
(1) 後見ニーズ(対象者)の発見	21
(2) ケース検討会議の開催	24
(3) 本人調査	24
(4) 親族調査	25
(5) 成年後見登記事項の確認	28
(6) 診断書の作成依頼、申立て類型の検討	28
(7) 成年後見人等候補者の検討	29
(8) 市町村長申立て要否の検討・決定	31
(9) 申立て書類の作成等	32
(10) 家庭裁判所への申立て	32
(11) 審理	33
(12) 審判の確定	34
(13) 後見等の開始	34

### Ⅲ 成年後見制度利用支援事業

1 成年後見制度利用支援事業とは	37
2 補助の対象となる事業	
(1) 成年後見制度を利用する際の経費	37
(2) 成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動	38
【参考】成年後見制度利用支援事業の実施にあたって	

### Ⅳ 日常生活自立支援事業と成年後見制度

1 日常生活自立支援事業の概要	41
2 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)と成年後見制度との関係	41
○ 成年後見制度に関する福島県内の関係機関一覧	43

### Ⅴ 参考様式

【参考様式1】戸籍調査について	47
【参考様式2】親族調査に関する書類／後見等の審判申立てについて(回答)	48
【参考様式3】後見開始等の審判申立費用に関する上申書	50
【参考様式4】後見開始等審判請求に要した費用の求償	51
【参考様式5】成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書	52
【参考様式6】成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書	53
【モデル要綱1】市(町村)長申立てに関するモデル要綱	54
【モデル要綱2】成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱	56

### Ⅵ 申立て関係様式

#### 【家庭裁判所】

後見・保佐・補助開始申立書	59
代理行為目録	63
同意行為目録	65
申立事情説明書	67
親族関係図	75
親族の意見書	77

後見人等候補者事情説明書	78
財産目録	82
相続財産目録	86
収支予定表	90
各種統一書式の記入例	92
参考資料	135
診断書(成年後見制度用)	145
本人情報シート(成年後見制度用)	147
成年後見制度における診断書作成の手引／本人情報シート作成の手引き	149

### 【法務局／福島地方法務局】

「登記されていないことの証明申請書」、記入例	190
「登記されていないことの証明書」を福島県内で取得する方法	192

## VII 参考資料

1 根拠法令通知等	194
2 成年後見制度利用促進に関する法令通知等	214
成年後見制度に関するワーキンググループ設置要綱、構成機関	264

## I 成年後見制度の概要

※「障がい」と「障害」について※

本マニュアルでは、法令で定められている場合や固有名詞を除き、一般的に使用する場合は「障がい」「障がい者」と記載しています。

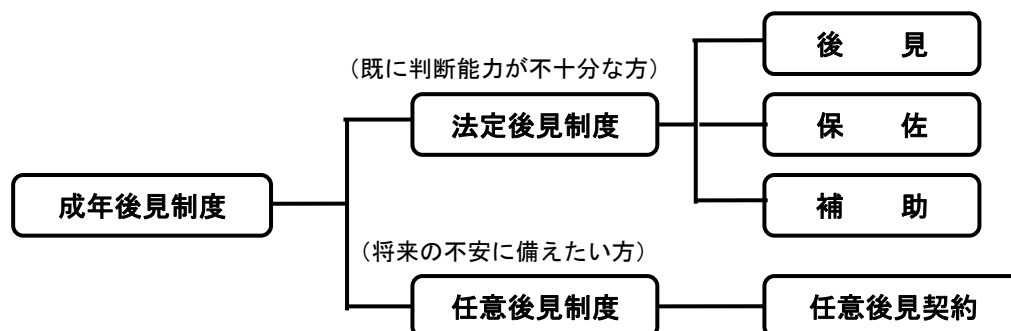
# 1 成年後見制度の概要

## (1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや福祉施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害を受けるおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々の権利を守るため、家庭裁判所が本人を保護し、支援する者を選ぶことで、本人を法律的に保護・支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。



## (2) 成年後見制度の改正

平成12年4月1日から施行された現行の成年後見制度は、それまでの民法上の禁治産・準禁治産制度(明治31年施行)を大幅に見直したもので、「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「残存能力の活用」という新しい理念と、従来からの「本人保護」の理念との調和を図り、本人の状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を目指しています。

主な変更点は次のとおりです。

### ①補助類型の追加

本人の多様な判断力や保護の必要性に応じた柔軟かつ弾力的な対応を可能とするため、「後見」(以前の禁治産にあたる)、「保佐」(以前の準禁治産にあたる)に加えて「補助」を新設した。

### ②任意後見制度の創設

本人の判断能力が十分あるうちに、後見人に代理権を与える任意後見契約を前もって締結できる制度を創設した。



### ③成年後見登記制度の新設

禁治産者、準禁治産者のように戸籍へ記載されると抵抗感も強いことなどから、戸籍への記載をやめ、「成年後見登記制度」により東京法務局の登記ファイルへ記録することとした。

### ④市町村長申立権の付与

本人の福祉を図るため特に必要があると認めるときには、市町村長が法定後見開始の審判申立てを行うことを可能とした。

## (3)成年後見制度の利用促進

### ア 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(→P. 214参照)が平成28年5月に施行、また「成年後見制度利用促進基本計画」(→P. 221参照)が平成29年3月に閣議決定され、**全国どこにいても成年後見制度が利用できる体制整備**を目指し、国、地方公共団体、関係機関が連携して取組を進めていくことになりました。

「成年後見制度利用促進基本計画」においては、

- |   |
|---|
| ①ノーマライゼーション<br>②自己決定権の尊重<br>③財産管理だけでなく身上保護も重視 |
|---|

を基本的な考え方とし、

- |  |
|--|
| ①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善<br>②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり<br>③不正防止の徹底と利用しやすさの調和 |
|--|

を目標に

工程表を踏まえ平成29年度から平成33年度までに、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むこととされています。

### ○市町村の役割

- ・成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)の策定
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の設置
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク(協議会等)の設立と円滑な運営 等

### ○都道府県の役割

- ・市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地からの成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助
- ・広域での協議会等・中核機関の設置・運営に係る市町村との調整
- ・家庭裁判所(本庁・支部・出張所)との連携や、法律専門職団体との連携等 等

### ○国の役割

- ・財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す 等

国の成年後見制度利用促進専門家会議における議論を踏まえ、令和元年5月30日に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI(重要業績評価指標)が設定されました。

また、認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定)にもKPIが盛り込まれました。

具体的なKPIは(→P. 260参照)

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 全1,741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1,741市区町村 などです。

厚生労働省成年後見制度利用促進室のホームページ等に掲載されている市町村計画策定や体制整備のための各種手引き等も、成年後見制度利用促進施策を進めるにあたって参考にとすると良いです。

## イ 民法及び家事事件手続法

成年後見制度利用の促進に関する法律の施行に併せ、平成28年10月13日「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下 改正法)が施行され、郵便転送や死後事務に関する規定が設けられました。

なお、改正法の規定は成年後見のみを対象としており、保佐、補助、任意後見及び未成年後見には適用されません。

### 【郵便転送とは】

成年後見人が、後見事務を行うに当たって必要がある場合に、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛ての郵便物等(注1)を成年後見人の住所又は事務所所在地に転送してもらうことをいいます(注2)。

成年後見人が郵便転送を必要とする場合には、家庭裁判所に対して「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達(転送)の嘱託の審判」(以下「転送嘱託の審判」といいます。)を申し立て、これに基づいて家庭裁判所により転送嘱託の審判がされれば、審判確定後に家庭裁判所から日本郵便等に対して、その旨の通知がされることとなります(家事事件手続法第122条第2項)。

転送嘱託の審判の申立ては、当該成年被後見人について後見開始の審判をした家庭裁判所に対して行うこととなります(家事事件手続法第117条第2項)。手続の詳細は、家庭裁判所にお問い合わせください。

(注1) 郵便物等とは、郵便法上の「郵便物」又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する「信書便物」をいいます(民法第860条の2第1項)。なお、物品の送付に利用される「ゆうパック」等は、「郵便物」に該当しないため、転送の対象には含まれません。

(注2) 日本郵便株式会社に受取人の住所変更を届け出ることによって行われる郵便物の転送(郵便法第35条)とは異なります。

### 【死後事務とは】

成年後見人がその職務として成年被後見人の死亡後に行う事務をいいます。

詳細は→P. 13を参照してください。

#### (4) 法定後見制度とは

##### ①概要

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」という。)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

「後見」「保佐」「補助」の概要は次のとおりです。

類型	後見	保佐	補助
対象となる方	精神上の障害により 事理を弁識する能力を <b>欠く</b> 常況にある者	精神上の障害により 事理を弁識する能力が <b>著しく不十分</b> である者	精神上の障害により 事理を弁識する能力が <b>不十分</b> である者
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長(整備法:老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律)など(注ア)		
援助者の名称	成年後見人	保佐人	補助人
成年後見人等の同意が必要な行為	— (注イ)	民法13条1項所定の行為 (注ウ)(注工)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注ア)(注工)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為 (注イ)	同上 (注ウ)(注工)	同上 (注工)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注ア)	同左 (注ア)
制度を利用した場合の資格などの制限	(注オ)	(注オ)	—

(注ア) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注イ) 成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除く。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注ウ) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項(→P. 6参照)所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注工)日常生活に関する行為は除かれます。

(注オ)欠格条項については国での見直しが進められ、令和元年6月7日に医師法や国家公務員法等188の法律に定められた欠格条項を廃止する「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下 一括整備法)が成立しました。一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律(他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。また、188の法律のうち、既に改正済みの「土地改良法」を除く。)における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。

#### 〈日常生活に関する行為の範囲〉

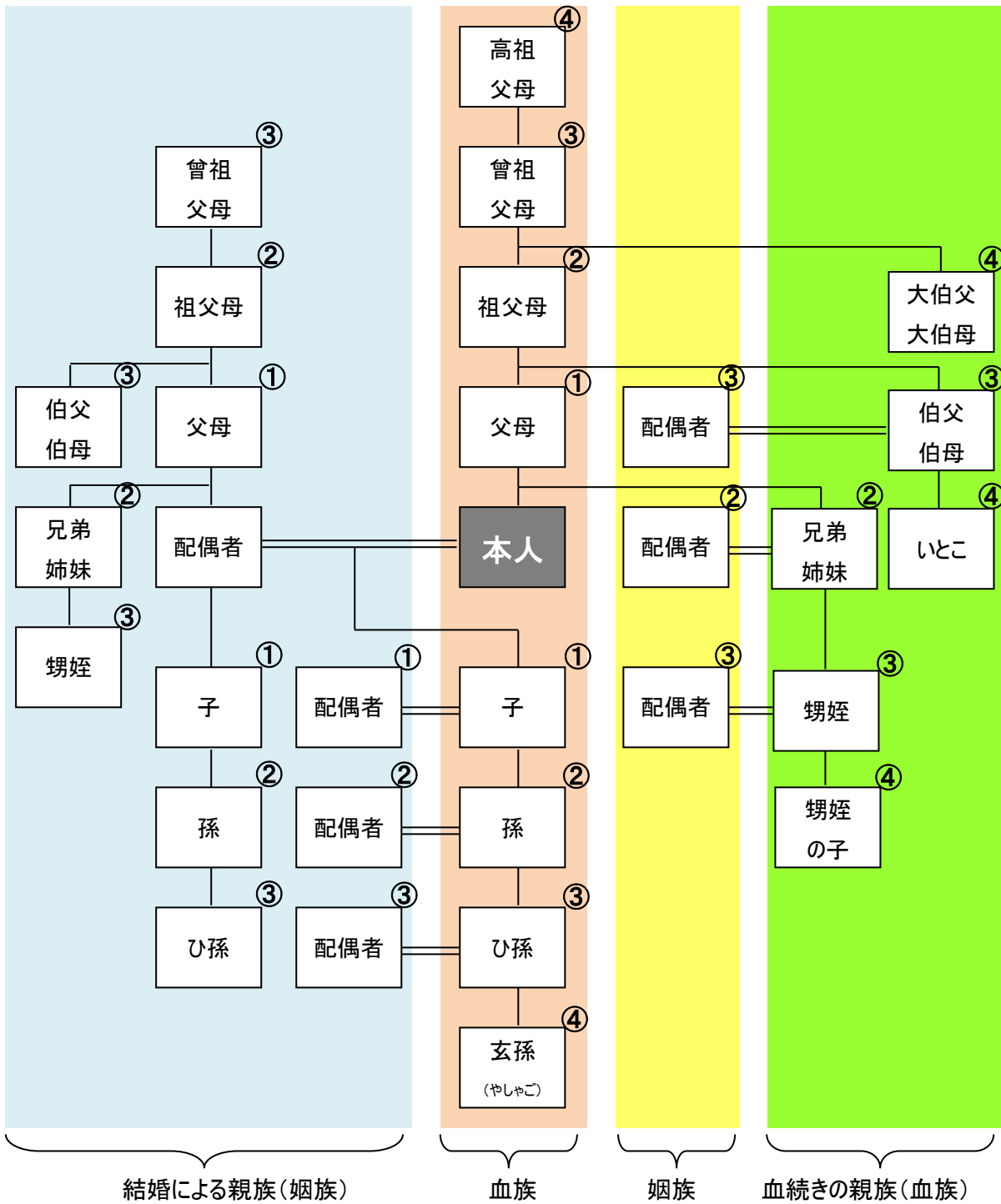
本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念に基づき、成年被後見人についても、法律がそこまで介入すべきではないとの理由から、日常生活に関する行為については取り消すことが出来ないとされています。具体的には、以下のような行為です。

日常生活に関する行為(想定)	日常生活に関する行為でない(想定)
<ul style="list-style-type: none"><li>・食料の購入</li><li>・通常の衣料品の購入</li><li>・医療費、薬品代の支払い</li><li>・家庭雑貨の購入</li><li>・電車、バス、タクシー等の利用料の支払い</li><li>・若干の娯楽への支払い 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・借財(金額を問わない)</li><li>・高額な電化製品の購入</li><li>・カードによる購入</li><li>・カード会員の加入行為</li><li>・通信販売での購入</li><li>・訪問販売での購入</li><li>・割賦販売での購入</li><li>・電話勧誘販売での購入 等</li></ul>

#### 〈「民法第13条1項」各号が定める行為〉 ※第10号は改正民法より新設(令和2年4月1日施行)

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること。

※参考※ 四親等内の親族の範囲



「親族」とは、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族(民法第725条)

## ②類型と特徴

### 後見類型

後見の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされています。

これは自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方、すなわち日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方をいいます。

後見が開始されると、家庭裁判所によって成年後見人が選任され、成年後見人は本人の行為全般について本人を代理することができ、また本人がした行為を取り消すことができます。

後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入など日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています。これは、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から法律がそこまで介入しないというものです。

なお、後見を開始するにあたって本人の同意は要件とされていません。

### 保佐類型

保佐の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」とされています。

これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度の方、すなわち日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の方をいいます。

保佐が開始されると、家庭裁判所によって保佐人が選任され、本人が行う重要な財産行為（民法13条1項）については保佐人の同意を要することとされ、本人または保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為は取り消すことができます。

また、必要があれば家庭裁判所は申立てにより、保佐人に対して代理権を付与し、あるいは同意権・取消権の範囲を拡張することができます。

なお、保佐を開始するにあたって本人の同意は要件とされていませんが、代理権の付与及び保佐開始の審判により付与される民法13条1項に規定される同意権・取消権の範囲を拡張する審判には本人の同意が必要となります。

### 補助類型

補助の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされています。

これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、すなわち重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方をいいます。

補助が開始されると、家庭裁判所によって補助人が選任され、本人等の申立てにより選択された「特定の法律行為」について、補助人に同意権や本人が取引等をする事について代理する権限が与えられます。

代理権や同意権の対象になる「特定の法律行為」については、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断したうえで決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人または補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

また、補助を開始するにあたっては、本人の申立てまたは同意が必要とされています。

補助の対象者は、不十分ながらも後見及び保佐の対象者と比べると一定の判断能力を有しているので、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てること、または本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。家庭裁判所は、調査等を通して本人の同意を確認することになります。

なお、同意権・取消権の付与及び代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

### **(5) 任意後見制度とは**

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくというものです。

本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」(弁護士などの専門職が就任)の監督のもと、本人を代理することにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

代理人は、親族、専門職、知人等のだれでもなることができ、契約内容も自由に決めることができます。但し、契約は「公正証書」による必要があり、その契約が有効になるためには、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所へ行い、任意後見監督人が選任される必要があります。

なお、任意後見人は、成年後見人等とは異なり、同意権、取消権はありません。

### **(6) 未成年後見制度とは**

未成年者は原則として、その親が親権者として付くことで保護することになります。しかしながら、親権者が亡くなったり、虐待などの理由で親権を失ったりして、親権者がいなくなることがあり、その場合には家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人が選任され、未成年者の保護にあたることになります。これを「未成年後見人」といいます。

申立てをできるのは、未成年者の親族、15歳以上の未成年者自身、利害関係人となり、後見人が選任されると、原則として未成年者が満20歳に達するまで、未成年者の身上保護や財産管理を行い、その事務内容については家庭裁判所に定期的に報告する義務を負います。

## 2 成年後見人等の職務

### (1) 成年後見人等の3つの職務

#### ① 身上保護

身上保護とは「被後見人の生活や健康、療養などのお世話をを行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上保護に関する「法律行為（又はこれに付随する行為）」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。

身上保護の主な内容は次のとおりです。

- ア) 医療に関する事項（診療契約、入院契約、医療費の支払等）
- イ) 住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払等）
- ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立て等に関する事項（施設契約、施設費支払等）
- エ) 介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料支払等）
- オ) 教育・リハビリに関する事項

成年後見人等は、これらの事項に関して、契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めることとなります。また、契約内容に基づいて費用を支払うことも、当然に成年後見人等の職務となります。

さらに、必要な場合には、生活保護の申請をしたり、介護保険における要介護度の認定に対する異議申立てを行うなどの、公法上の行為も成年後見人等の職務です。

#### ② 財産管理

財産管理とは、被後見人の財産を適正に管理することで、主な内容は次のとおりです。

- ア) 印鑑や貯金通帳の保管・管理
- イ) 不動産の維持・管理（固定資産税の支払を含む）
- ウ) 保険金や年金などの受領
- エ) 必要な経費（公共料金など）の支出
- オ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- カ) 「遺産分割協議」、「遺留分減殺請求」などの法律行為

また、被後見人は、財産管理能力が十分ではないため、同人が無断で法律行為（売買契約など）を行った場合には、被後見人にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、成年後見人等は被後見人の財産を散逸させないように法律行為についての取消を行うこととなります。

成年後見人等には、広範な代理権と取消権が与えられますが、被後見人所有の居住用不動産（被後見人が現に居住している住居、又は将来被後見人が帰住する際の住居）について、売却・賃貸・増改築・抵当権設定などを行う場合には、必ず家庭裁判所の事前許可が必要となります。



### ③家庭裁判所への報告

成年後見人等に選任されたら、まず、家庭裁判所が指定する期間内(通常は2か月以内)に、被後見人の資産や収入等の調査を行った上、「財産目録」及び「収支予定表」の作成(その内容を証明する資料(預金通帳の写しなど)も添付)を行い、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「財産目録調製期間の伸長の申立」を行い、報告期限を延長する手続が用意されていますが、家庭裁判所に相談してください。

また、成年後見人等は、適時に(通常は1年に1回程度)、家庭裁判所へ

- ・後見事務報告書
- ・財産目録
- ・預貯金通帳の写し

を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

最後に、被後見人の死亡等により成年後見業務が終了した場合には、原則として終了時から2か月以内に、家庭裁判所に対し、後見業務期間中の管理計算報告を行います。

## (2)成年後見人等ができない行為

### ①事実行為

食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付添いなどの行為をいいます。成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、訪問介護員などの専門職にゆだねることになります。

### ②身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし、「身上保護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは範囲に含まれていません。

なお、親族が後見人の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、後見人の職務の範囲外であることに変わりはありません。

### ③医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療的行為に対する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

### ④一身専属的な権利の代理行為

結婚、離婚、養子縁組、離縁などは、本人の身上に大きな影響を与える事項であるため、本人の意思のみによってのみなされるべきであるとされており、成年後見人等といえども権限としては与えられていません。

### 【成年後見人等と保証人】

医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続行為の代理と同じく、成年後見人等は成年被後見人等の施設入所や入院の際の保証人にはなれません。

保証をした後、万が一債務不履行となった場合には、通常本人に求償をすることになりますが、そうすると成年後見人等と成年被後見人等とが利害対立してしまうからです。

成年後見人等に保証人になるよう求めてくる施設や病院がありますが、多くの専門職後見人等は、施設や病院へ成年後見人等の業務範囲を説明し、保証人にはなれない前提で、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得られている場合が多いようです。

### 【各種ガイドライン】

意思決定に関する各種ガイドラインも作成されていますので、手続きを進める際の参考にしてください。

- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

### (3) 成年被後見人の死後の事務

平成28年10月13日「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下 改正法)が施行され、死後事務に関する規定が設けられました。

(→P. 199参照)

法改正前は、成年被後見人の死亡により、成年後見人等の職務は終了となり、法定代理権等の権限も喪失していました。

しかし、実務上は、被後見人の死亡後も一定の事務を行うことがあり得ることから、改正法では、成年後見人は、被後見人の死亡後にも一定の範囲の事務を行うことができるとされ、またその要件が明確にされました。

成年後見人が行うことができるとされる死後事務及び要件は以下のとおりです。

行うことができる死後事務3種類
ア 個々の相続財産の保存に必要な行為 (例)相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断 等
イ 弁済期が到来した債務の弁済 (例)成年被後見人の医療費、入院費や公共料金等の支払 等
ウ その死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為 (上記ア、イに当たる行為を除く) (例)遺体の火葬に関する契約の締結、債務を弁済するための預貯金の払い戻し 等
要件(各要件を満たしていることが必要)
① 成年後見人が当該事務を行う必要があること ② 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと ③ 成年後見人が当該事務を行うことにつき、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかでないこと 上記ウの死後事務を行う場合には、①～③の要件に加え ④家庭裁判所の許可も必要となる。

※改正法の規定は成年後見のみを対象としており、保佐、補助、任意後見及び未成年後見には適用されません。

### (4) 成年後見人等の報酬

成年後見人等に親族以外の第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士など)が就任した場合(「第三者後見人」といいます。)、通常は、成年後見人等の申立てにより、後見業務に対する報酬が発生します。報酬額は各家庭裁判所の裁量によります。

なお、本人の資力が乏しく、第三者後見人が本人から報酬を得られない場合には、「成年後見制度利用支援事業」(→P. 37参照)の利用により後見報酬の助成が受けられる場合があります。

## (5) 成年後見人等就任によるメリット

日本成年後見法学会が、後見人等を受任している弁護士、司法書士及び社会福祉士を対象に平成19年度に実施したアンケート調査によると、後見人等が就任したことで本人の生活の立て直し等に成果のあった点を次のようにまとめています。

### 【経済的、物理的、精神的な生活基盤の立て直しや不適切な対応の改善】

- ① 給付されるべき保険金、年金等、手続のされていないものを申請し、あるいは等級を適切なものに変更することで、被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- ② 被後見人等の経済状況の整理(債務整理を含め)及びそのプロセスを通じて、本人自身の今後の生活立直しに向けた自覚や意識づけができた。
- ③ 疎遠だった家族・親族との関係の修復が進んだ。
- ④ 後見人等がついたことで、被後見人等の支援者の安心やモチベーション向上がみられ、被後見人等をめぐるチームとしての支援力が高まった。
- ⑤ 適切な介護サービスの導入により、安全や衛生・清潔が確保され、生きる意欲の高まりがみられるとともに、被後見人等本人の費用負担がより効果的なものとなった。
- ⑥ 後見人等がサービス履行確認を行ったことで、施設側の不適切な対応が改善された。

### 【在宅生活継続、地域生活移行など、本人意思の尊重による希望する生活への移行】

- ⑦ 後見人等がついたことで近隣住民の理解が進み、独居の認知症高齢者の在宅生活継続が可能となった。
- ⑧ 被後見人等の資産を活用し有料老人ホームへの入居が可能となった。
- ⑨ 病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能となった。
- ⑩ 在宅から病院・施設への入院、入所などの生活の変化の場面で、本人納得のうえで新たな生活を開始することができた。

### 【虐待等さまざまな被害からの救済(予防)】

- ⑪ 介護人の介護放棄、親族からの経済的虐待からの保護・救済ができた。
- ⑫ 消費者被害等第三者からの経済的虐待からの保護、予防ができた。

### 【就学・就労・余暇活動の機会等】

- ⑬ 就労支援(就職、転職)が可能となった。
- ⑭ 特別支援学校、院内学級への入学手続支援が可能となった。
- ⑮ 施設や在宅での、趣味等の活動支援や外出機会の確保ができた。

(平成20年3月 日本成年後見法学会身上監護研究会「平成19年度報告書」より抜粋)

## Ⅱ 市町村長申立て

## 1 市町村長申立てとは

### (1) 市町村長申立ての根拠法令

市町村長は、65歳以上の高齢者又は知的障がい者、精神障がい者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

#### 【市町村長申立にかかる根拠法令】(→P. 202～参照)

- ・老人福祉法(第32条)
- ・知的障害者福祉法(第28条)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第51条11項2号)

この「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件となっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、保護の必要性が強く働きますので、市町村長が申立てをすることは、保護を受ける本人に対する行政の責務といっても過言ではありません。

#### 【虐待防止に係る根拠法令】(→P. 203参照)

- ・高齢者虐待防止法(第28条)
- ・障害者虐待防止法(第44条)

#### 【成年後見制度利用支援事業に係る法令】(→P. 203～参照)

- ・地域支援事業:介護保険法(第115条の45)
- ・地域生活支援事業:障害者総合支援法(第77条)

### ※市町村長申立てを行う例

2親等以内の親族の有無を確認し、無い場合、又は、有る場合でも支援しない場合を、市町村長が申し立てを行う例とされています。

### (2) 整備すべき要綱

#### ①市町村長申立てに関する要綱

成年後見制度の市町村長申立てが必要になったときに、迅速かつ適切に対応できるよう、加えてケースごとに判断や手続きにふれが生じないようにするために、申立てに関する要綱を作成すると良いです。(モデル要綱→P. 54参照)

#### ②成年後見制度利用支援事業実施に関する要綱

成年後見制度利用支援事業を活用して、申立費用や成年後見人等への報酬等の助成を行う場合は、助成の対象者や費用、申請方法等を明確にした成年後見制度利用支援事業に関する要綱を作成すると良いです。(モデル要綱→P. 56参照)

### (3) 市町村長による後見等の開始の申立て手続きが必要とされる理由

#### ①措置から契約へ

従来、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方には、市町村が「措置」(＝行政処分)により、つまり、当事者の意向を確認することなく、行政の一方的な決定(指示)によって、事業者に依頼をしてその方に対して必要な介護サービス、障害福祉サービス等を提供していました。

これに対し、介護保険法・障害自立支援法(障害者総合支援法)の施行後は、介護サービス、障害福祉サービス等の提供は、「措置から契約へ」と移行し、介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方は、原則として、自らの意思に基づき、具体的には事業者との間で役務の提供を受ける(＝サービスを「買う」)ために必要となる契約を締結してその契約によって発生する権利の行使の効果として、介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けることとなりました。

#### ②契約社会における成年後見制度の必要性

しかし、現実には、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方は、介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けるために必要となる契約を自ら締結すること自体が困難です。

そのような方が契約を締結するために利用することが想定されているのが、「判断能力が不十分なため契約などの法律行為をすることが困難である人を保護し支援するための仕組み」である「成年後見制度」です。

新しい成年後見制度は、介護保険制度と時を同じくして平成12年4月にその利用が開始されたのですが、それは、判断能力が不十分な人が介護保険制度を利用するためには、どうしても新しい成年後見制度が必要となると考えられたからです。

成年後見制度を利用することにより、判断能力が不十分な人には成年後見人等が選任され、その成年後見人には財産管理権、代理権等の権限が付与されるので、判断能力が不十分な人の代理人として選任された成年後見人等は、判断能力が不十分な人に代わってその人の財産を管理し、その人のために(代理人として)契約を締結したり取り消したりすることが法的に認められるようになります。

#### ③成年後見制度の利用は申立てに基づく(公権力の職権では後見等は開始されない)

このように、判断能力が不十分な人も、成年後見制度を利用することによって、契約社会の中で、自らの財産その他の権利を守り、必要なサービス(介護サービス、障害福祉サービス等)を受けることができるのですが、もともと、成年後見制度(従来の禁治産・準禁治産宣告の制度)は、「家の財産」を守るための制度であったこと(歴史的な経緯)、また、成年後見制度の利用者は、一定の範囲で契約の締結能力(行為能力)が制限される等、利用者に不利益が生じる余地もあることから、公権力(行政又は司法)による過度の関与を予定しておらず、当事者、すなわち本人又はその家族(配偶者又は4親等内の親族)の申立てがあった場合に限り、裁判所(のみ)が後見等の開始(成年後見人等の選任)を決定することができるものとされています。

つまり、現在の日本の法律では、成年後見制度を必要としている人の存在が明らかであっても（目の前に成年後見制度を必要としている人が放置されていても）、裁判所以外の行政機関等が後見等の開始の決定をすることはできませんし、裁判所も、当事者（本人又はその家族）の申立てがない限り、後見等の開始の審判をすることができません。

したがって、後見等の開始の審判の申立てをするのに必要な判断能力を有しておらず、しかも身寄りのない人は、そのままでは成年後見制度を利用することさえできず、必要な介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けることもできないことになってしまいます。

#### **④市町村長申立ての必要性**

このような結果を回避するのが「老人福祉法」、「知的障害者福祉法」又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定による成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」です。

「措置」の時代には、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方を（民生委員等を通じて）行政が発見したときは、行政は、「措置」により、その人に対して必要な介護サービス、障害福祉サービス等を提供する責務を負っていました。

現在、介護サービス、障害福祉サービスの提供・利用は、原則として「措置から契約へ」と転換していますが、成年後見制度を必要としている人が存在しており（行政がそのような人の存在を把握し）、その人が成年後見制度を利用することができない状態にある（後見等の開始の審判の申立てをするのに必要な判断能力を有しておらず、しかも身寄りがない）のであれば、基本に立ち返り、行政は、その最低限の責務として、（ア）やむを得ない事由による措置を採ることによって、その人に必要とされる介護サービス、障害福祉サービス等を提供するか、又は（イ）成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」をする必要があります（緊急を要しない場合であれば、（イ）のみで足りますが、緊急を要する場合には、（イ）の手続と並行して審判前の保全処分の申立てをし、その前提として（ア）の手続も併用する必要があります。）。

判断能力が不十分な人が家族から虐待を受けているような場合には、成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」は義務であるともいえますし、その他本人の保護が要請される場合、特に緊急を要するときには、「市町村長申立て」を躊躇すべきではありません。



## 2 市町村長申立ての実務

調査・検討・決定(約2〜3か月)

### (1) 後見ニーズ(対象者)の発見(→P. 21)

訪問介護員や介護支援専門員、社会福祉協議会職員、民生委員、家族親族などからの報告、連絡、相談、要請により、情報が入る。

### (2) ケース検討会議の開催(→P. 24)

市町村は寄せられた情報の事実確認を行うとともに、地域包括支援センターや相談支援事業所、社協等と、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見等申立て(本人・親族・市町村長による申立て)などの支援策について検討する。

### (3) 本人調査(→P. 24)

本人の心身・日常生活の状況・資産状況(わかる範囲)等を把握。

### (4) 親族調査(→P. 25)

2親等以内の親族(他の申立権者)を確認するため戸籍謄本、附票などを取り寄せる。

**親族がいる場合**→2親等以内の親族に申立ての意思を確認し、申立て意思がある、または既に4親等以内で申立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に申立てに関する支援を行う。※但し、2親等以内の親族がいるが「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」又は「連絡がつかない」等の場合は、いないものとして扱う。

**親族がない場合**→(5)へ進む

### (5) 成年後見登記事項の確認(→P. 28)

福島地方法務局(窓口請求)又は東京法務局(郵送請求)へ、成年後見等の登記の有無について確認する。

**登記ありの場合**→成年後見人等に対応を依頼する。

**登記なしの場合**→(6)へ進む

### (6) 診断書の作成依頼、申立て類型の検討(→P. 28)

診断書(家庭裁判所の指定様式)の作成を医師に依頼します。医師は精神科医が望ましいですが、本人の状況をよく分かっているかかりつけ医でもよい。

医師の作成した診断書等を参考に、申立ての類型(後見・保佐・補助)を検討する。

### (7) 成年後見人等候補者の検討(→P. 29)

特別な事情等がある場合は、その後の手続き等を円滑に行うため候補者を検討する。

申立準備  
(約1か月)

**(8) 市町村長申立て要否の検討・決定(→P. 31)**

市町村長申立ての要否について、検討会議(審査会)を開催して最終的に判断する。

**(9) 申立て書類の作成等(→P. 32)**

申立に必要な書類(申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など)を作成する。

家裁での審判(原則約1〜2か月)

**(10) 家庭裁判所への申立て(→P. 32)**

本人の住所を管轄する家庭裁判所へ申し立てる。

申立費用(収入印紙、登記印紙、郵便切手及び鑑定費用)を予納する。

※緊急を要する場合には、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。

**(11) 審理(→P. 33)**

調査官による調査(本人、支援者、後見人候補者らも可能な限り同席)

医師による鑑定(必要な場合のみ)

**(12) 審判の確定(→P. 34)**

審判書が成年被後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがなされなければ、後見等開始審判の法的効力が確定する。

家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登記するよう依頼。

後見等開始

**(13) 後見等の開始(→P. 34)**

○申立費用について

本人負担の審判が出ている場合→本人へ求償する(成年被後見人等宛てに納付書を送付)

本人負担の審判が出ていない場合→「成年後見制度利用促進支援事業」の対象となる可能性が高いため、同制度の案内を行い、成年後見人等からの申込みに基づき助成手続きを行う。

ほか、成年後見人等への引継を行う、必要に応じて市町村の主催による、関係者を集めたケース会議を行う など

## (1) 後見ニーズ(対象者)の発見

### ①相談受付

市町村長による申立て事務は、支援者や関係者・関係団体などさまざまなところからの発見・相談・要請を受けて、情報を把握することから始まります。

高齢福祉担当→主に地域から孤立した認知症高齢者や虐待事例に関する高齢者 など  
障がい福祉担当→身寄りの無い知的・精神障がい者や虐待事例に関する障がい者など

○成年後見制度の対象となりうる方(対象者)として、以下のような方が考えられます。

#### 本人の判断能力が不十分であり、かつ、

- ・預貯金の払い出しや解約、保険金の受け取りができない
- ・商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない
- ・公共料金や税金、介護・福祉サービス利用料、その他借金等を滞納している
- ・管理すべき財産が多額(おおよそ1,000万円以上)である
- ・悪質な商法に騙される恐れがある、又は過去に騙されたことがある
- ・家族や親族、知人等から預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、又はその疑いがある
- ・家族や親族、知人等から身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト等を受けている、又はその疑いがある
- ・診療・入院契約や介護・福祉サービスの利用契約が進まない
- ・遺産分割協議などの相続手続きができない
- ・不動産の処分(売却、賃貸、抵当権設定等)の必要がある
- ・本人に身寄りがいない、又は身寄りがいても疎遠であったり協力を得ることが困難であるため、将来にわたって支えとなる人が必要である など

#### 【想定される関係機関】

- ・親族、隣人、知人、民生委員
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護福祉サービス事業者、地域生活支援センター、障害者虐待防止センター、指定相談支援事業所、精神保健福祉センター、医療機関、金融機関、警察
- ・当事者団体 など

### ②成年後見人等に期待することを整理する

どのようなケースにおいても調査・検討することが肝要であり、拙速な判断は避けなければなりません。関係機関等から申立ての要請があった場合、まず成年後見制度の利用が必要とされている理由を聞き取り整理します。

その上で、本人のニーズが成年後見人等が選任されることによって解決されるかをアセスメントします。成年後見人等に期待することが整理されていると、候補者に依頼する際もスムーズになるメリットがあります。

#### チェック

- 本人の生活上・財産上の課題はないか
- 成年後見制度を利用することで何が解決するか
- 成年後見制度以外の解決方法はあるか
- 成年後見制度以外に必要な支援はないか
- 緊急性の有無→やむを得ない措置・審判前の保全処分の検討

#### ③成年後見人等ができないことを確認する

成年後見人等ができないことについて正確な知識を把握する必要があります。(→P. 11参照)

支援者や関係者の間で、成年後見人等の職務の誤解があると、後のち成年後見人等とのトラブルになりかねません。支援者・関係者には正確な知識と共通認識が必要です。

#### ④本人への説明

成年後見制度は、本人の権利や財産を守ることが出来る制度ですが、一方で権利を制限する側面を持っています。

そのため、本人の権利擁護の観点から、原則として成年後見人等の役割やその必要性、あるいは制度利用にかかる費用、欠格条項等法定後見制度について本人に説明する必要があります。

また、保佐や補助類型の方は、申立てや代理権、同意・取消権の設定の際に本人同意が必要となる場合がありますので、本人自身がある程度制度を理解し、制度利用に納得していただくことが必要です。

## 「本人の意思の尊重」と成年後見制度

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて3つの類型（補助・保佐・後見）が規定されており、いずれの類型も「本人の意思を尊重する」ことが義務付けられています。

### ●民法第858条 成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

### ●民法第876条の5 保佐の事務及び保佐人の任務の終了等

保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

### ●民法第876条の10 補助の事務及び補助人の任務の終了等

前文略…第876条の5第1項の規定は補助の事務について準用する。

### 【申立てにあたって】

- ・補助類型は申立てを行う際には、「本人の同意」が必要です。申立てにあたって、あらかじめ本人に説明をして理解を得る必要があります。本人が申立てを拒む場合は、手続きができません。
- ・保佐類型と後見類型は、申立てにあたって「本人の同意」は必要とされていませんが、本人の状態に応じて、関係者からわかりやすく説明をする必要があります。
- ・また、申立ての際、補助類型の場合、同意権（取消権）と代理権を付与するにあたっては、本人の同意が必要になります。
- ・保佐類型の場合は、代理権の付与にあたって、本人の同意が必要になります。したがって、どのような権限を付与するのか（されるのか）について、具体的に例を挙げて説明し、理解を得る必要があります。

## (2) ケース検討会議の開催

市町村が後見ニーズを把握したら、本人の状況確認等のため市町村担当部署の主催によるケース検討会議を開催します。

なお、ケース検討会議は担当課職員と対象者に関与している機関・団体等の実務レベルの担当者で構成しますが、今後の支援内容によっては新たに関わる関係機関・関係者を随時追加していく必要があります。

### 【ケース検討会議での確認・検討事項】

- ・当面の福祉的対応の在り方
- ・市町村長申立ての実施を含めた成年後見制度利用の必要性
- ・日常生活自立支援事業など他制度利用の必要性
- ・必要な情報収集を図るための役割分担 など

また、虐待などの緊急な対応が必要な場合は、「やむを得ない事由による措置」を発動し、入所施設等へ措置入所させることで、とりあえずの安全確保を図る必要があります。(必要に応じて、措置後、市町村長申立てを行います。)

### ※複数の市町村が関与している場合の対応

(例) A市に住民登録をしていて、国民健康保険や介護保険等についてもA市で加入しているが、B市の特別養護老人ホーム等に入所しているような場合には、どちらの市長が申立てを行うのが適当か。

この点についての明確な法的規定はありませんが、基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、障害者総合支援法、介護保険法、生活保護法における援護の実施者は誰かという解釈が、申立者を誰にするかという解釈につながると考えます。

つまり、措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の実施主体、生活保護の実施機関となっている市町村が申立てを行うのが妥当と考えられます。

最終的には、該当する市町村間において、本人の実情を良く把握している自治体はどちらか、本人の権利や利益を守るためにはどちらの自治体で行うのがより適切かという点を踏まえて市町村間で調整することになります。

## (3) 本人調査

市町村担当職員は、関係機関(福祉サービス事業所、介護支援専門員、地域包括支援センター、相談支援事業所等)から収集した情報の事実関係を確認するとともに、本人の心身や日常生活の状況、資産の状況等をわかる範囲で把握します。

※必要に応じて、近隣の支援者等からも本人の状況について情報収集します。

情報収集する具体的な内容は次のとおりです。

情報項目	具体的内容
①本人の基本情報	・氏名、生年月日、住所、世帯構成等 ※住民票を確認
②心身の状況	・何らかの精神的疾患を抱えているか、その症状は ・かかりつけ医がいる場合には、その医院名、主治医 ・判断能力はどの程度か
③日常生活の状況	・どのような日常生活を送っているか(自立して生活できるのか、寝たきりなのかなど) ・介護認定状況
④財産、収支の状況	・資産状況はどのくらいか(わかる範囲で結構です) 【例】持家／借家、年金、生活保護受給、預貯金、借金の有無など ・現在の収入と支出
⑤家族、親族の状況	・有無の確認をして、わかる範囲で親族図や氏名／続柄／住所／同居者の収入等を記入
⑥これまでの経緯等	・地域包括支援センターの職員が直接かかわった場合にはその経緯、保健師、訪問介護員、施設職員、民生委員等から情報提供があった場合には、聞き取ったこれまでの経緯
⑦成年後見制度が必要な理由	・①から⑥の事実関係を総合して、成年後見制度を活用することがどのような問題の解決に繋がるのかを記載
⑧その他	・市町村長申立の判断をする上で上記各項目以外の情報を記載

#### (4) 親族調査

親族調査を行う理由は、4親等内の親族(→P. 7参照)が成年後見制度の申立権者とされていること、親族が適時かつ適切に申立てを行うのであればあえて市町村長が介入する必要性が乏しいことが理由です。

具体的な手続きは下記のとおりです。

##### ①二親等以内の親族の存否と、存在する場合の現住所を調査する

推定相続人は現在の戸籍だけでは確定できないため、本人の戸籍を出生まで遡って調査します。必要な改製原戸籍や除籍謄本と現在の戸籍の附票(推定相続人の現在の住所を知る)を取り寄せます。(→P. 47参照)

##### ②二親等以内の親族がいる場合、本人についての法定後見申立て意向を確認する

親族関係や住所が把握できたら、まず電話等により連絡をとります。成年後見制度を知らない場合が多いので、制度の概要説明から始めるとよいです。

申立て手続き可否に関する文書回答を依頼し、申立て手続きを拒む場合は市町村長が申し立てる旨を説明します。(→P. 48、49参照)

過去の経過から、明らかに関与を拒否している者については、その経過から意向が推測される部分もありますので、その場合は意向調査が不要と判断される場合もあります。

### 【申立権のある親族、推定相続人を探す方法】

- 1 本人の戸籍謄本を取り、配偶者・子の有無を確認する
  - ・本籍地が分からない場合、住民票を取り寄せ、本籍地を確認する。
  - ・公用請求により、本人の戸籍謄本を取得し、配偶者、子の有無を確認する。
  - ・配偶者は生存していれば必ず同一戸籍に記載されている。また必ず法定相続人となる。
  - ・戸籍上、配偶者が存在している場合は、戸籍の附票から連絡先を確認する。
- 2 子の有無を確認する
  - ① 現時点の戸籍謄本に記載されている子については、生存しており、現在結婚をしていない子
  - ② 現時点の戸籍謄本から除籍されている子については、調査が必要である。
    - ・結婚している場合⇒結婚により作成された戸籍を調べ、生存の有無を調べ、死亡していればその子(被相続人の孫)の存在を確認する。
    - ・死亡している場合⇒当該戸籍に死亡した子の子(被相続人の孫)がいるか調査する(死亡した子の出生時までの戸籍を遡る)。生存していれば被相続人の孫が推定相続人となる。
  - ③ 子の有無については、被相続人の出生時の戸籍まで遡って調べる。
    - ・現時点の戸籍謄本の一つ前の戸籍を調べる  
改製原戸籍(役所の都合で改正される。コンピューター化など)  
戸籍(親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成した場合)  
除籍(転籍をした場合、親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成したところ、元の戸籍に誰も存在しなくなってしまう場合など)
    - ・さらに過去の戸籍があるようであれば、順次遡って戸籍を取り寄せる。
    - ・仮に過去の戸籍から子の存在が判明した場合は、その子が生存しているかどうか、死亡していれば「子の子」の生存を調べる。
  - ④ 子あるいは、子の子が一人でも存在していれば、子または子の子が相続人になるため、被相続人の親や祖父母、兄弟姉妹を調べる必要はない。
- 3 子が一人もいない場合、父母、祖父母を確認する
  - ・本人の戸籍を調べ、父母、祖父母が生存しているか否かを確認する。
- 4 父母、祖父母もいない場合、兄弟姉妹を確認する
  - ・本人の父母の12歳の戸籍まで遡り、父母に本人以外の子がいるか否かを確認する。
  - ・本人の兄弟姉妹が既に死亡している場合、さらにその子(甥・姪)がいるか確認する。



## 【 参 考 】

### ○親族調査の工夫

親族の調査には、時間を要する場合があります。

- ・戸籍謄本等の取り寄せは、依頼先の自治体戸籍課へ直接電話をし、相談することも可能ですし自身の所属自治体の戸籍担当に戸籍謄本の効率的な請求方法を尋ねることも有効です。
- ・戸籍謄本等依頼書の備考欄に「対象者の親族を探しています。該当する方の戸籍謄本をお願いします」と記入し確認を依頼すれば、把握できていない親族の戸籍が発見される場合もあります。
- ・親族への電話による意向確認を行う際は、対象者との関係だけではなく、他の兄弟等親戚の連絡先や交流状況も尋ねます。
- ・親族調査時は、ご本人がどのように生活してきたのか、家族関係はどうだったのかという“ご本人の歴史”を知り得る機会となります。ご本人のこれまでの人生を知ることは、就任した後見人等が後見活動を行う際にも役立つものになりますので、可能な範囲で情報を集めることが望ましいです。

いずれにしても、いたずらに調査の時間を要することがないように対応します。

## (5) 成年後見登記事項の確認

すでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するため、市町村担当職員は法務局に対し「登記されていないことの証明申請書」(→P. 190参照)を請求します。

なお、窓口請求の場合は福島地方法務局戸籍課へ、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課へ行きます。公用請求のため手数料は無料となりますので、申請書の余白へ公用であることを記載してください。

確認の結果、既に成年後見人等が選任されている場合には、当該成年後見人等へ対応を依頼することになります。

また、既に任意後見契約が登記されている場合にも、本人の意思を尊重し、当該任意後見契約が優先されますが、「本人の利益のため特に必要があると認める」とときには、家庭裁判所が後見開始の審判等を行うことができますので、本人をとりまくさまざまな事情を慎重に検討のうえ、市町村長申立ての要否について検討してください。

### 【任意後見契約に関する法律 第10条(後見、保佐及び補助との関係)】

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認められるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人も行うことができる。

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

## (6) 診断書の作成依頼、申立て類型の検討

法定後見は、本人の事理弁識能力(有効に契約等の法律行為をするために必要な意思表示をする能力のことをいい、具体的には自己の行為の結果を弁識するに足りる精神的な能力のこと。)の程度によって3類型に分類されますが、どのような類型になるかについては家庭裁判所が決定することになっています。

この類型決定において家庭裁判所の判断の基となるものが、医師による診断書(→P. 145参照)です。なお、成年後見制度の診断書は平成31年4月から改定されました。

判断能力の状態を見ることから精神科の医師による診断書が望ましいですが、診断書を作成する医師の資格等の限定はありません(かかりつけ医も可)。

本人が日頃一人で医療機関を受診している場合は、日常の状況について詳しく医師に伝わっていない場合がありますので、支援者等から本人の現在の状況や困っていることを医師に伝えた上で、「後見・保佐・補助」の類型について診断を仰ぎます。

また、成年後見制度の診断書の改定と併せて、「本人情報シート(→P. 147参照)」が平成31年4月から導入が開始されました。本人情報シートの作成は任意ですが、医師が診断書を作成するに当たっての参考資料としていただくために、本人を支える福祉関係者によって作成され、本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報が、医師が判断する際の補助資料として提供されることが望ましいです。

本人情報シートは、本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方々（社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワーカー、介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや権利擁護支援センター等の職員）によって作成されることを想定しており、親族や本人が作成することは想定されていません。

成年後見制度の診断書や本人情報シートの記載方法等については、「最高裁判所事務総局家庭局作成の「成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引」を参考にしてください。（→P. 149参照）

申立ての際の診断とは別に、申立て後に精神鑑定を求められる場合もあります。医師には申立て時の診断書作成と併せて、鑑定が必要な際には協力をしてもらえるかどうか、診断書の附票に記載してもらうようにします。

診断書にかかる経費は原則本人の負担となりますが、市町村では成年後見制度利用支援事業の対象にすることができます。

生活保護受給者の場合には、生活保護法第28条（→P. 205参照）の規定により、検診命令での受診と診断書の作成及び費用の支払いが可能な場合があります。

#### ○診断書は3か月以内のものを求められます○

親族調査等が長引き、診断書の有効期限（3ヶ月）が切れてしまうのを防ぐため、医師に診断書を出してもらう前に、口答で類型（後見・保佐・補助）が何になるかを聞いておくといいです。

### （7）成年後見人等候補者の検討

成年後見人等の選任は、家庭裁判所の職務であり、申立人には成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はありません。

しかし、①本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人が後見人等に就任した方が本人にとっても周囲にとっても好ましいこと、②候補者がいない場合、家庭裁判所が申立てを受理してから候補者を捜すこととなりますが、候補者調整に難航すれば審判が確定するまで時間を要すること等から、特別な事情がある場合などは、成年後見人等候補者を推薦しておくとその後の手続きが円滑に進めやすいです。

市町村長申立てのケースは、基本的に親族が成年後見人等になることは見込めませんので、第三者を候補者として確保することになります。第三者の成年後見人等として、弁護士、司法書士、社会福祉士が主な候補者となります。特定の候補者が見つからない場合には、専門職各団体へ相談するとよいでしょう。なお、成年後見人等候補者が見つからない場合は、やむを得ず成年後見人等候補者欄を空欄にせざるを得ない場合もあります。

#### 【個人情報の取り扱い】

成年後見人等候補者へ打診する際の個人情報の開示については、個人が特定できる氏名等を消して概略を示している市町村が多いようです。

しかしながら、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職は、利益相反をチェックするために個人が特定できる氏名等を事前に必要とし、また法人後見などの場合にも、支援の方法やチームをつくるための判断材料がないと受任の可否を判断できないことがあります。

現状では、市町村による情報公開・個人情報保護条例の規定により厳正な対応が必要とされていますが、速やかに成年後見人等候補者を定めるうえでは最低限の情報開示は不可欠であることから、市町村と成年後見人等候補者を推薦する専門職団体等とが守秘義務に関する覚書等を締結するなどにより、より迅速に候補者の選定ができるようにしていく必要があります。

#### 「利益相反」とは

成年被後見人等にとって成年後見人等候補者との間に利害・利益関係が存在し、お互いの利益が相反すること。

- (例) ・本人が利用している福祉サービス事業者の職員が成年後見人等に就任する場合。  
・親の相続をめぐる兄弟姉妹間に同じ成年後見人等が就任する場合。

### ○参考法令

#### 個人情報の保護に関する法律

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

#### 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

#### (8) 市町村長申立て要否の検討・決定

市町村長申立て決定の判断に際しては、客観性・公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となります。意思決定の明確化、申立て事務の点検などを行うため、市町村の主権による審査会のような仕組みを設置することが望ましいでしょう。

審査会は、市町村の関係課により構成されるもの、法律等の専門家などの第三者を加えた委員会とするなど多様な形態が考えられます。

市町村長申立てを最終決定する際の判断材料(審査会での確認事項)として、以下の項目が挙げられます。

- ・市町村長申立て要否に関する意思決定
- ・申立て類型の検討(後見、保佐、補助)
- ・成年後見人等候補者の検討
- ・対象者に対する申立て費用求償の検討

## (9) 申立て書類の作成等

市町村長申立ての決定を受け、市町村担当職員は地域包括支援センターなどの本人の事情を良く知っている人の協力を得ながら、申立てに必要な書類を作成又は収集します。

(→P. 59～参照)

なお、令和2年4月より、後見等開始申立書等の統一書式の運用が開始される予定です。

今まで、後見等開始申立書等については、各家庭裁判所において作成された書式が仕様されていますが、今後は全国の家庭裁判所で使用できる統一書式で運用が開始される予定です。

申立書類の様式(PDF)については、順次福島家庭裁判所のホームページにも掲載予定です。

[http://www.courts.go.jp/fukushima/saiban/tetuzuki/seinen\\_kouken/index.html](http://www.courts.go.jp/fukushima/saiban/tetuzuki/seinen_kouken/index.html)

## (10) 家庭裁判所への申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所(→P. 43～参照)へ、申立費用(収入印紙、郵便切手、登記印紙)を予納すると共に、必要書類を添えて申立てを行います。

鑑定については、必要な場合、家庭裁判所から後日連絡がありますので、その際には鑑定費用を市町村の会計から予納してください。鑑定費用は10万円程度かかります。

### ○申立て費用の求償

申立て費用は原則として申立人の負担とされているため、市町村長申立ての場合は市町村が負担することになります。ただし、市町村が負担することが公平の観点から妥当性を欠くとみられるような「特別な事情」があると判断される場合には、申立て費用を本人へ求償することができます。

本人へ求償する場合には、成年後見等開始の審判申立時に「本人に申立費用の負担を命じていただきたい」旨の上申書(→P. 50参照)を家庭裁判所へ提出します。

### ※関係法令等 (→P. 199～参照)

- ・家事事件手続法(第28条)
- ・老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて(平成12年7月3日 厚生労働省事務連絡)

### ○審判前の保全処分

成年後見等開始の審判がなされるまでの期間は短縮傾向にありますが、それでも約5割超が1か月以上となっています(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況-平成28年1月～12月-より」)。

このため成年後見人等が活動を開始するまでの間に、本人の財産が侵害される、又はそのおそれがあるときなど緊急の対応が必要な場合、成年後見等申立てと同時に、「審判前の保全処分」の申立てを行うこととなります。



申立てに伴い、家庭裁判所は、①財産の管理者の選任、②事件の関係人に対し、本人の生活、療養監護若しくは財産の管理に関する事項の指示、③後見命令、④保佐命令、⑤補助命令の保全処分の決定を行うことができます。

財産管理人は、民法第103条(→P. 6参照)に定める管理行為(保存行為、物又は権利の性質を変えない範囲における利用・改良行為)をすることができ、管理行為を超える行為をする場合は、権利外行為として家庭裁判所の許可を要する(民法第28条→P. 197参照)と考えられます。

なお、本保全処分は、正式に成年後見人等が選任されるまでの暫定的処分となっています。

また、場合によっては保全処分が開始されるまでに財産侵害などの問題が発生するおそれも考えられます。その場合、市町村により一時的に通帳等を保管せざるを得ない場合もありますが、その際法律上の根拠として、民法第697条(→P. 197参照)の「事務管理」という考え方を適用する例もあります。

「事務管理」とは、法律上の義務がないのに他人のためにその事務を処理する行為をいうものであり、その事務の性質にしたがって最も本人の利益に適するような方法で管理しなければならないとされています。

しかし、細部にわたる規定がなく、本人、相続人又は法定代理人が管理するまで継続しなければならないなど、運用上様々な困難が想定されることから慎重な取り扱いが望まれます。

例えば東京都品川区では、区が品川区社協との間で財産保全・保管の委託契約を行い、契約に基づき同社協が後見人への財産引き渡しまでの期間、通帳等の財産を保管するという運用を行っています。

**※関係法令** (→P. 197～参照)

- ・民法(第28条、第103条、第697条)
- ・家事事件手続法(第126条、第134条、第143条)

## (11) 審理

家庭裁判所は、市町村長からの後見開始等の審判の申立てを受けると、本人の能力や生活状況、財産状況などの多くの事実関係を調査したり、申立人、本人等との面談による聞き取り調査を行います。家庭裁判所からの呼び出しもありますので、その際には実情等を説明してください。

調査の結果は報告書にまとめられて裁判官に報告され、判断の材料にされることになります。

### ○受理時面接

最近では、申立てから審判までの時間短縮を目的に、あらかじめ来所日を予約し、申立て書類を持参し受理した直後に面接を実施することが多くなっています。この受理時面接では、裁判所の調査官等が、申立人、成年後見人等候補者、(可能であれば)本人及び関係者から本人の状況(症状、生活状況、財産状況等)を確認すると同時に、成年後見人等候補者の適格性について面接を行います。

## ○鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続きです。申立て時に提出した診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼する形で行われます。

後見開始又は保佐開始の審判をするには鑑定が必要とされていますが、明らかにその必要がないと認められるとき(植物状態の場合や診断書から一見して判断能力に欠けていると判断される場合等)は不要とされます(家事事件手続法第119条、第133条→P. 200～参照)。補助開始の審判については鑑定が不要とされていますが、診断書だけでは判定が困難な場合には鑑定が必要となるときがあります。

実情としては、全ての成年後見等開始の審判において、約9割が鑑定を省略されています。(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況0ー平成31年1月～令和元年12月ー」より)

## ○審判

裁判官は、申立人から提出された書類や調査官が行った調査、鑑定結果などに基づき、後見等開始の審判を行い、併せて、最も適任と考えられる方を成年後見人等に選任します。

また、保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意権や代理権も定めます。

### (12) 審判の確定

審判の結果は、家庭裁判所から成年後見人等、本人、申立人に対して告知又は通知されます。

この結果(却下を含む)に対し民法第7条(→P. 194参照)で定める後見(保佐・補助)開始の審判の申立権者(市区町村長を除く)は、告知又は通知された日から2週間以内に不服申立て(即時抗告)を行うことができます。

ただし、誰を成年後見人等に選任するかという点については即時抗告をすることができません。

即時抗告がなされずに前記の2週間が経過した場合や、高等裁判所で即時抗告が却下された場合に、審判の法的効力が確定することになります。

審判が確定して初めて、成年後見人等の後見開始等の審判の効力が生じることになります。

審判が行われた段階ですぐに後見人が動けるわけではないことに注意しましょう。

#### ※「即時抗告」とは

審判に不服があるとき、2週間以内に不服の申立てを行い、高等裁判所での審理を求めることを「即時抗告」という。

即時抗告の申立てができる事件は法律によって決められており、全部の事件について即時抗告の申立てができるわけではない。

### (13) 後見等の開始

成年後見等開始の審判確定後、家庭裁判所から東京法務局へ審判内容が通知され、東京法務局の登記ファイルに審判内容が登記されます。

登記が終了すると、家庭裁判所から成年後見人等へ登記番号が通知されますので、成年後見人



等は、その番号をもって東京法務局又は福島地方法務局へ登記事項証明書を請求します。この登記事項証明書を使用することによって、成年後見人等は金融機関から本人の預金を引き出したり、各種届け出をすることができるようになります。

申立て費用について、本人負担の審判が出ている場合には、費用を本人に求償します(→P. 51参照)。本人負担の審判が出されていない場合には、成年後見制度利用支援事業の助成対象となる可能性が高いと思われますので、市町村長申立担当者は同事業の利用を申請するよう、成年後見人等へ連絡する必要があります。

また、審判確定後、速やかに、成年後見人等に対し、本人の情報を伝えたり、今後の関係機関との連携を図っていくための市町村の主催によるケース会議を開催します。

ケース会議においては、それぞれの支援者が、成年後見人等の役割、権限、権限外の行為を確認するとともに、これまでの支援の流れを確認し、今後の支援方針等について協議し、支援者間での役割分担を行います。参加が可能な状況であれば、被後見人等も同会議に出席することが望ましいといえます。

その後は、本人の状況の変化に合わせて、定期的又は適時に市町村の主催によるケース会議を行っていく必要があります。

### Ⅲ 成年後見制度利用支援事業

## 1 成年後見制度利用支援事業とは

介護保険サービス、障害福祉サービス利用等の観点から、認知症高齢者又は知的障がい者、精神障がい者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して国や県が一定割合を補助することで市町村の負担を少なくするものです。

高齢者については、地域支援事業の任意事業として、障がい者については、地域生活支援事業の必須事業として取り組むことになります。

今後、一層の高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加、障がい者の地域生活移行が進むことにより、同事業を利用するケースの増加が予想されることから、市町村は増加率を考慮して予算確保を図っていく必要があります。

## 2 補助の対象となる事業

### (1) 成年後見制度を利用する際の経費

成年後見制度を利用する際に必要な経費として大きく分けて、「申立てに関する費用」と「成年後見人等に対する報酬」があります。

#### ① 申立てに関する費用について(福島家庭裁判所HPより抜粋)

項目	費用
収入印紙 (申立手数料)	後見／保佐／補助開始…………… 800 円 保佐(補助)開始＋代理権(または同意権)付与……………1,600 円 保佐(補助)開始＋代理権＋同意権付与……………2,400 円
収入印紙 (登記手数料)	2,600 円分
郵便切手	3,700 円分 【内訳】 500 円× 5 枚 84 円×10 枚 20 円× 5 枚 10 円× 20 枚 5 円× 5 枚 2 円×10 枚 1 円× 15 枚
鑑定費用	10 万円程度(鑑定が必要な場合には家庭裁判所から連絡があります)

#### ② 成年後見人等に対する報酬について

親族以外の第三者が成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定します。もっとも、被後見人の資力が乏しい場合、被後見人の財産から報酬が確保出来ない場合がありますので、その際に成年後見制度利用支援事業(成年後見人等に対する報酬助成)を利用します。

なお、成年後見人等に対する報酬の助成金額は、平成15年2月12日付けの全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料において、厚生労働省が参考単価として示した金額を月額上限としている市町村が多いようです。

#### 成年後見人等に対する報酬助成の参考単価

居住種別	報酬助成額(月額・上限)
施設入所者	18,000円
在宅者	28,000円

## (2) 成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動

成年後見制度利用支援事業は成年後見制度利用促進のための広報・普及活動についても補助の対象としています。

#### 事業例

- ・地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を通じ、成年後見制度のわかりやすいパンフレットを作成・配布
- ・高齢者・障がい者やその家族に対する説明会・研修会の開催
- ・高齢者・障がい者やその家族に対する相談会の開催 など

#### よくある質問

「成年後見制度利用支援事業の助成は、市町村長申立てに限定されていますか？」

「本人申立てや親族申立て等は対象になりませんか？」

という質問が寄せられます。

平成20年10月24日付け厚生労働省老健局計画課長事務連絡「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」(→P. 213参照)にて

**成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象になりうるものである。**

との情報提供がありましたので、本人や親族等の申立てでも助成の対象になります。

しかし、市町村で既に整備している成年後見制度利用支援事業実施要綱は「市町村長申立て」に限定しているものがあり、本人申立てや親族申立て等についても補助対象に加える等改正や見直しの検討が必要な場合があります。

成年後見制度利用支援事業は、「地域支援事業」(高齢福祉)及び「地域生活支援事業」(障がい福祉)における事業として実施します。その財源は、国・県・市町村等の費用負担により構成されています。

事業実施にあたっては下記を参照の上、財源確保や交付申請等の手続き等を行います。

### 1 地域支援事業(任意事業)

#### (1)財源

##### 地域支援事業交付金

(財源構成:国 38.5%、県 19.25%、市町村 19.25%、1号保険料 23%)

※ 平成30年度以降の費用負担率

※ 法律及び政令で定める上限額の範囲内で市町村が事業を実施

#### (2)地域支援事業交付金年間スケジュール(年度によって時期や内容は異なる場合があります)

4月	事前協議
7月	内示・交付申請
11月	交付決定
12月	変更に係る事前協議
2~3月	変更交付申請・変更交付決定
翌年度6月	実績報告

#### (3)その他

・事前協議申請等に係る書類は県高齢福祉課へ提出することになります。

#### (4)県担当課

保健福祉部高齢福祉課

### 2 地域生活支援事業(必須事業)

#### (1)財源

地域生活支援事業補助金(財源構成:国 50%、県 25%、市町村 25%)

※ 国が示す補助金枠の中で市町村が事業を実施

#### (2)地域生活支援事業交付金年間スケジュール(年度によって時期や内容は異なる場合があります)

4月	事前協議
9月	内示・交付申請
11月	交付決定
12月	変更に係る事前協議
2~3月	変更交付申請・変更交付決定
翌年度6月	実績報告

#### (3)その他

・事前協議等に係る書類は所管の保健福祉事務所へ提出することになります。

(中核市は直接 県障がい福祉課に提出)

#### (4)県担当課

保健福祉部障がい福祉課

## IV 日常生活自立支援事業と成年後見制度

## **1 日常生活自立支援事業の概要**

日常生活自立支援事業(あんしんサポート)は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活上の判断に不安のある方に対し、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を基本に日常的な金銭管理や書類等の預かりなどを行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とした事業です。

### ●主なサービスの内容

次の(1)を基本に、ご希望やご本人の状況などに応じて、(2)(3)のサービスを合わせて利用することができます。

#### **(1)福祉サービスの利用援助**

福祉サービスに関する情報提供や、利用または利用をやめるために必要な手続き、利用料の支払い等を行います。

#### **(2)日常的な金銭管理サービス**

金融機関等に行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援するほか、医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続き等を行います。

#### **(3)書類等の預かりサービス**

預金通帳や印鑑など大切な書類等をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。

### ●利用料(平成29年度時点での利用料です)

相談から契約までは無料です。

契約後、本事業による支援を開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。

(1時間を越えると30分ごとに400円が加算されます)

※この他、本人への支援を行う生活支援員(社会福祉協議会の非常勤職員)の交通費の実費がかかります。

※貸金庫を利用する場合、実費をいただきます。

※生活保護を受けている方は無料です。

### ●相談受付窓口

ご利用については、現在お住いの市町村の社会福祉協議会にご相談・お問合せください。

## **2 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)と成年後見制度との関係**

成年後見制度では、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援(身上保護)に関する契約等の法律行為を援助することができますが、日常生活自立支援事業(あんしんサポート)は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定しているため、成年後見人等の業務に代わるものではありません。

なお、本人の利益のため、日常生活自立支援事業(あんしんサポート)による支援が必要不可欠な場合は、成年後見人等が選任されていても併せて利用することができます。その場合、援助の必要性や範囲、成年後見人等との連携、役割分担などについて検討する必要があることから、「契約締結審査会」に諮ったうえで対応します。

●成年後見人等が選任された方と日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の契約が想定されるケース  
 成年後見人等が選任された方本人が、福祉サービスを利用するうえで日常生活自立支援事業(あんしんサポート)が必要であり、かつ成年後見人等が行う業務の範囲では本人が日常生活を送ることができない場合になります。

【具体例】

- ① 遠隔地に住む親族が後見人等に選任されており、事情により支援が困難な場合
- ② 高齢の配偶者(または親族)が後見人等に選任されている場合 等

●成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概要	財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行う	日常的な生活援助の範囲内での支援を行う
所轄庁・法律	法務省・民法	厚生労働省・社会福祉法
対象者	判断能力が低下した人	日常生活の判断に不安のある人
具体例	施設との入退所契約、治療、入院契約 不動産の売却や遺産分割 消費者被害の取消	福祉サービス利用の申し込み 契約手続きの援助 日常生活に必要なお金の出し入れ
相談	弁護士、司法書士、社会福祉士等	市町村社会福祉協議会
申込手続	本人等が家庭裁判所へ申立	本人・関係者等が市町村社会福祉協議会へ申込み
申込時の費用	申立者負担	無料
利用時の費用	本人の収入に応じた負担 (家庭裁判所が決定)	本人負担 * 生活保護世帯は公費負担
代理権	あり(保佐・補助の場合、申立が必要) 《財産管理及び身上保護に関する契約等の法律行為》	あり(契約締結審査会での審査が必要) 《福祉サービスの利用手続き、預貯金の払い戻し等》
監督機関	家庭裁判所、後見監督人、 任意後見監督人	福島県社会福祉協議会 福島県運営適正化委員会



## ○ 成年後見制度に関する福島県内の関係機関一覧

### 専門職団体

機関名	電話番号(代表)	所在地
福島県弁護士会	024-534-2334	〒960-8115 福島市山下町4番24号
福島県司法書士会	024-534-7502	〒960-8022 福島市新浜町6番28号
公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポートふくしま支部	024-533-7234	〒960-8022 福島市新浜町6番28号 福島県司法書士会館内
一般社団法人 福島県社会福祉士会	024-924-7201	〒963-8045 郡山市新屋敷一丁目166番SビルB号
福島県行政書士会	024-973-7161	〒963-8877 郡山市堂前町10番10号
一般社団法人コスモス 成年後見サポートセンター 福島県支部	024-925-3371	〒963-8877 郡山市堂前町10番10号 福島県行政書士会館内

### 家庭裁判所

名称	電話番号(代表)	所在地	管轄区域
福島家庭裁判所	024-534-2156	〒960-8112 福島市花園町5-38	福島市、二本松市、伊達市、 桑折町、国見町、川俣町、飯館 村
福島家庭裁判所 相馬支部	0244-36-5141	〒976-0042 相馬市中村字大手先48-1	相馬市、南相馬市、新地町
福島家庭裁判所 郡山支部	024-932-5656	〒963-8566 郡山市麓山1-2-26	郡山市、須賀川市、田村市、 本宮市、鏡石町、天栄村、 三春町、小野町、大玉村
福島家庭裁判所 白河支部	0248-22-5555	〒961-0074 白河市郭内146	白河市、西郷村、泉崎村、 中島村、矢吹町
福島家庭裁判所 棚倉出張所	0247-33-3458	〒963-6131 東白川郡棚倉町大字棚倉 字南町78-1	棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、 石川町、玉川村、平田村、 浅川町、古殿町

福島家庭裁判所 会津若松支部	0242-26-5725	〒965-8540 会津若松市追手町 6-6	会津若松市、喜多方市、 北塩原村、西会津町、磐梯町、 猪苗代町、会津坂下町、湯川 村、 柳津町、三島町、金山町、 昭和村、会津美里町
福島家庭裁判所 田島出張所	0241-62-0211	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字 後原甲 3483-3	下郷町、檜枝岐村、只見町、 南会津町
福島家庭裁判所 いわき支部	0246-22-1321	〒970-8026 いわき市平字八幡小路 41	いわき市、広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村

#### 県社会福祉協議会

機関名	電話番号	所在地
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	024-523-2442	〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111

#### 公証役場(任意後見制度関係)

機関名	電話番号	所在地
福島公証人合同役場	024-521-2557	〒960-8043 福島市中町 5-18 福島林業会館1階
郡山公証人合同役場	024-922-5888	〒963-8017 郡山市長者一丁目 7-20 東京海上ビル2階
白河公証役場	0248-23-2203	〒961-0856 白河市新白河一丁目 121
会津若松公証役場	0242-37-1955	〒965-0022 会津若松市滝沢町 5-40 市原ビル1階
いわき公証役場	0246-23-4066	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地3 いわき市社会福祉センター4階
相馬公証役場	0244-36-1008	〒970-0042 相馬市中村字北町63番地3 相馬市役所1階

法務局

機関名	電話番号	所在地
<b>【窓口請求】</b> 福島地方法務局戸籍課	024-534-1933	〒960-8021 福島市霞町 1 番 46 号
<b>【郵送請求】</b> 東京法務局民事行政部 後見登録課	(代表) 03-5213-1234 (ダイヤルイン) 03-5213-1360	〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

県

機関名	電話番号	所在地
保健福祉部社会福祉課	024-521-7322	
保健福祉部高齢福祉課	024-521-7197	〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号 西庁舎7階
保健福祉部障がい福祉課	024-521-7240	